

一般社団法人電波産業会 平成24年度事業計画書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

第1 方針

通信・放送分野における電波の利用に関する、調査研究、研究開発、照会相談業務等のコンサルティング、情報提供業務、普及啓発事業、電波利用システムの標準規格の策定及び関連外国機関との連絡を積極的に推進する。

第2 事業計画

1 通信・放送分野における電波の利用に関する調査、研究及び開発

(1) 調査研究

高度無線通信システムの調査研究、放送新技術の調査研究、電磁環境の技術に関する調査研究等を始めとして、今後の電波利用システムに関する技術動向、需要動向、標準方式等について、広く内外にわたって調査研究を行うとともに、関係機関からの受託調査を行う。

(2) 研究開発

超高精細度TV等の研究開発を始めとして、電波の有効利用に関する技術の研究開発を行うとともに、電波利用システムに対する需要動向等に基づき新たな電波利用システムの研究開発を行う。

2 通信・放送分野における電波の利用に関するコンサルティング、普及啓発並びに資料又は情報の収集及び提供

(1) コンサルティング

無線回線の使用可能周波数及び伝搬障害防止に係る照会相談業務等のコンサルティングを実施するとともに、照会相談業務を行うための電子計算システムについて、機器の整備等を行う。

(2) 情報提供業務

電波の有効かつ適切な利用に寄与する無線局の周波数及び無線設備等に関する事項について、情報提供業務を行う。

(3) 普及啓発事業

電波の利用に関する行政方針、電波利用システムに関する標準規格及び技術開発動向等に関する講演会等の開催、ホームページによる標準規格等の情報の提供並び

に機関誌・ニュース等の発行を行うとともに、地上デジタル放送方式等の国際普及活動を行う。

また、電波の有効利用に功績のあった個人又は団体の表彰を行う。

3 通信・放送分野における電波利用システムの標準規格の策定

電波利用システムの研究開発等の成果に基づき、無線機器製造者、利用者等の意向を十分に反映して、各種の電波利用システムの標準規格を策定する。

4 通信・放送分野における電波の利用に関する関連外国機関との連絡、調整及び協力

電波利用システムの調査研究、研究開発等に関する事項について、密接に関連外国機関との連絡、調整及び協力を行う。

5 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務本業務は、実施しない。